

# 市政外 相談コーナー

ご存知ですか？

「夫婦関係や親子関係で悩んでいる」「法律的なトラブルを抱えている」「弁護士に相談したい」など、市政とは直接関係のないことでお困りの方は多いと思います。そんなとき、区役所一階西側にある市政外の相談コーナーを利用されてはいかがでしょうか。相談窓口では、専門の相談員が対応いたしますので、きつとお役に立つことと思います。



▲高齢者職業相談コーナーでの相談風景

## 七種類の相談に対応

区役所一階、西側の一番奥に、皆さんが日常生活で抱えている問題や困りごと、悩みなどを、専門の相談員がお聞きして、解決方法などをアドバイスする市政外相談の窓口を設けています。相談の種類は七つ(下表)。いずれも、経験豊富な相談員が、皆さんの相談に親身に対応しています。相談コーナーは、個室か仕切りで囲った場所、プライバシーにも十分配慮。安心してお話をしていただけです。

**法律相談は予約が必要です**が、そのほかの相談は予約が不要。ご都合が良い時間に相談することができ、また、それぞれ相談を行う曜日が決まっていますので、下表でご確認の上、ご来所ください。また、相談コーナーの手前、33番窓口の広聴係(☎889-2400(内線224~226))では、民間機関が行っているほかの各種相談窓口のご案内もしております。お気軽に職員へお問い合わせください。

## 高齢者職業相談では…

高齢者職業相談では、ハローワーク(札幌公共職業安定所)の高齢者職業相談員が、おおむね五十五歳以上の方を対象に、求職に関する情報の提供や求人紹介、あつせんを行っています。「窓口が込むことが多いのですが、遠慮なく声を掛けてください」と話すのは、相談員の小竹麗子さんと幅寺迪子さんです。ここでは七十歳を越える方の就職が決まったこともあるとのこと。求人情報の掲示板もあり、気軽に相談できる雰囲気好評です。

相談窓口	相談内容 (相談員)	相談日時
法律相談 (要電話予約)	困りごと、争いごとの法的見解や解決方法など (弁護士)	第2・4の水 午後(各指定時間) ※当日午前9時から、その日の定員8人を電話(☎889-2400)で先着順に受け付けます。
交通事故相談	交通事故の示談や保険金請求など (交通事故相談員)	月 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)
家庭生活相談	夫婦生活など家庭生活に関する身近な問題 (家庭生活カウンセラー)	火金 午前10時～午後4時 (正午～午後1時を除く)
消費生活相談	訪問販売・悪質商法によるトラブルなど (消費生活相談員)	木 午前10時～午後4時 (正午～午後1時を除く)
税相談	税について(贈与、相続、申告など) (税理士)	第2の金 午後1時～4時
行政相談	行政全般のこと (行政相談委員)	木 午後1時～4時
高齢者職業相談 (対象: おおむね55歳以上の方)	高齢者への職業紹介・あつせん (高齢者職業相談員)	月火水木金 午前9時30分～午後4時 (正午～午後1時を除く)